

事務局 只今より、第3回赤井川村宿泊税に関する協議会を開会致します。開会にあたり本協議会会長大石よりご挨拶頂きたいと思ひます。宜しくお願ひ致します。

会長 お忙ひしい中、この宿泊税に関する協議会第3回目にお集まり頂きありがとうございます。本協議会は今回が最後となりますが、赤井川村につきましてはこれまで順調にこられたのかと思ひております。本日の協議後、それまでの協議内容を踏まえた赤井川村宿泊税条例案を3月に開催する赤井川村議会に提出していきたいと考えておりますので皆様の忌憚のないご意見を頂きたく存じます。

事務局 ありがとうございます。
次に委員紹介となりますが、有限会社ライフ・マート 第一ツーリスト 代表取締役中井様の代理で中村様が出席。
株式会社New KRH キロロリゾート総支配人渡邊様、一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会 事務局CFO（財務責任者）小野寺様につきましては欠席となります。
以上です。

会長 それでは議事の方に入らせて頂きたいと思ひます。最初にこれまでの協議事項のまとめを、事務局の方から説明願ひます。

事務局 お手元に資料「赤井川村の宿泊税に関する資料」をご覧ください。
44ページ「宿泊税の必要性」
赤井川村が管理する水道施設の改修及び赤井川村村道の改修等が必要であることが課題として整理された。この整備に必要な費用は28億円である。このような状況のなか、赤井川村の一般財源においては平成30年度から3年連続赤字決算が続いており財政的にも厳しい状態であるが観光インフラは整備していかなくてはならない。令和5年10月に「赤井川村宿泊税に関する協議会」を設置し、協議会のなかでは、段階的定額制で制度が導入できないか、赤井川村の地域活性化には観光振興が必須などの意見が出された。

45ページ 「なぜ税からの財源確保としたのか」

水道施設改修について（使用料）

水道使用料は、実費を限度とし、なるべく低廉に、かつ公平に定められるべきと考えており、令和6年10月1日に改正し、水道料金の値上げを行うが、財源の確保にはほど遠く、少額の値上げでは効果が薄い状況である。又、平成30年度にも水道料金の値上げをしており、更なる水道料金の値上げは、村民等に対し著しい負担となること及び、この公共水道を使用している村民等からのこれ以上の負担を求めることはできず、使用料からの財源確保は困難である。と具体的に明記させていただきました。

分担金・負担金につきましても同様に明記しました。

46ページ 「村道の改修について」も水道施設改修について同様使用料・

分担金・負担金について具体的に明記しました。

47ページ 「なぜ定額にしたのか」

赤井川村と近い時期に宿泊税を検討している北海道及び道内自治体が定額制で進めていること、また協議会では、定率制での算定は徴収義務者の事務負担増となるとの意見より、委員全員が定額制に賛成であったことから、総合的に判断して定額制の導入を決定した。

「なぜ段階的定額制にしたのか。」

概算で28億の事業費が必要である。事業費に充てる財源の一部として確保することが必要である。北海道の宿泊税が段階的定額制で進んでいる。一律定額制では財源額の確保が難しい。先行して宿泊税を導入している自治体の税額区分を参考とした。以上の事から2万円未満を200円、2万円以上を500円の段階的定額制とした。

51ページ

「宿泊税を納める方」は赤井川村内のホテル、旅館、民宿、ペンション、簡易宿所及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（いわゆる民泊）に宿泊する方。

「税率」は宿泊料金が20,000円未満のものを200円、宿泊料金が20,000円以上のものを500円。

宿泊料金に含まれるものは素泊まりの料金、素泊まりの料金に係るサービス料。

「非課税事項」は宿泊料金が8,000円未満の宿泊者及び修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの及びその引率者

「納入方法」は特別徴収

52ページ「赤井川村における宿泊税の収入見込額」について、令和7年度の収入見込額は41,595,300円と積算している。

53ページ「宿泊税を財源とした事業概要」

観光インフラの整備、増加する観光客への対応、魅力ある赤井川村づくりと概要をまとめさせていただきました。以上でこれまでの協議事項のまとめについて報告致します。

会長 只今事務局からこれまでの協議事項のまとめという事で1回目2回目皆様と協議させて頂いたものをまとめご報告させていただきました。

これについて、何か質疑等があればご発言をお願いします。

委員 特にありません。

会長 次に報告事項となります。報告事項は5点となり、1点目の検察庁協議の結果から他4点を事務局より説明をお願いします。

事務局 1. 検察庁協議の結果

罰則の定めのある条例の制定に係る事前協議について「特段の問題はないものと思料します。」旨の回答ありましたのでご報告致します。

2. 北海道の宿泊税に関する状況について

新聞報道等に一部の情報が掲載されているが、現段階は「新税に関する懇談会（赤井川村で言うところ「本協議会）」での検討段階であり決定事項ではないが懇談会案としては以下のとおり。

段階的定額制で検討、「2万円未満1000円」「2万円以上5万円未満を2000円」報道されている。5万円以上は5000円と以前報道あり。

3. パブリックコメントの実施結果について

募集期間を令和5年11月20日から令和5年12月11日とし、その結果2名から意見書の提出があり、2名とも賛成とのご意見でした。

また、その結果につきましては、別添「赤井川村宿泊税概要案に対する意見募集の結果及び意見に対する赤井川村の考え方について」を赤井川村HPに掲載しておりますのでご報告致します。

4. 宿泊者アンケートの実施結果について

募集期間を令和6年1月中としその結果3名から回答があり、3名とも賛成とのご意見でした。この旨を赤井川村HPに今後掲載致しますので報告いたします。

5. 赤井川村議会との協議について

令和6年2月16日議会協議会にて赤井川村宿泊税条例素案について協議致しましたので報告致します。質疑がありましたが、修正箇所ございませんでした。

会長 只今事務局から報告事項について説明がございましたがご質問等ございましたらご発言をお願いします。

委員 宿泊事業者等への聞き取り調査は全道で行われたのか教えて下さい。

事務局 振興局単位で行われました。

委員 赤井川村から、北海道の懇談会に参加しているのか教えて下さい。

事務局 私が参加しております。

委員 北海道の懇談会（委員）に参加できる方は指定された方だけで事業者は呼ばれているのか教えて下さい。

- 事務局 旅館業代表の方や消費者協会代表の方等が委員として参加し協議をしておりましたが、懇談会につきましては一旦終了となりました。
しかしながら、懇談会委員の皆様とは今後も話の場を設けたい旨の発言もございましたので今後も協議の場があるのではないかと思います。
- 会長 赤井川村のスケジュールと比べると北海道の方はまだ時間がかかるだろうと思っておりますので、赤井川村としては予定どおりのスケジュールで進めて行きたいと思っております。
他に質疑がありましたらご発言をお願いします。
では次に協議事項、「目的及び免税点について」と「赤井川村宿泊税に関する協議会赤井川村宿泊税条例案」の2点について事務局より説明願います。
- 事務局 43ページ
「赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てるためと明記しておりますが、前回までは、「インフラ整備を主に」という文言を記載していましたが「インフラ整備」は観光振興に含まれるため、記載不要と致しました。
- 48ページ
又、免税点を設けた理由につきましては「担税力が無い方にも本村に来て欲しい」としておりましたが、「担税力が無い方」の定義が明確にできないことから「仕事での利用などの観光目的以外の宿泊には、できるだけ負担しないようにする。」と明記いたしました。
- 50ページ
根拠といたしましては、8千円未満の宿泊者内訳についてのとおおり、「ビジネスでの利用割合が82.9%、観光での利用割合が17.1%」となっております。又、49ページ資料もご確認願います。
赤井川村宿泊税に関する協議会 赤井川村宿泊税条例案
を別添のとおりまとめさせていただきました。
素案からの変更点は、今ご説明いたしました目的及び免税点の2か所となっております。
この三点について協議をお願いします。
- 会長 只今事務局より3点について説明がありましたがご質問等ございましたらご発言をお願いします。
- 委員 良いと思います。（反対意見なし）
- 会長 ありがとうございます。では次に「その他」事務局より今後の日程等について説明願います。
- 事務局 「赤井川村宿泊税に関する協議会」は今回が最後となります。これまでの協議事項を事務局で整理し、来月3月に開催する議会定例会において「赤井川村宿泊税条例案」を上程し、審議の結果、議決された場合はこれまでの協議事項をまとめた協議書及び条例案を令和6年4月に「総務省に提出（協議）をすることとなります。
この数ヶ月で、ここまで進めることができましたのは委員の皆様・事務局の皆様のおかげでございます。ありがとうございました。
総務省との協議後は「宿泊事業者」皆様への事業説明、宿泊税条例施行規則案の制定、令和7年4月1日施行予定での事業周知等、今後も、皆様方にはご協力頂くことがまだまだありますので宜しくお願い致します。改めて、本協議会にご協力頂きありがとうございます。
- 会長 その他、委員の皆様からご意見等ございましたらご発言をお願いします。
無いようですので、赤井川村宿泊税に関する協議会を閉会致します。
今後も、多岐にわたりご対応いただく事があるかとおもいますが宜しくお願ひ致します。ありがとうございました。